

農林水産副大臣 中村 裕之 様

飯舘村の復興・再生に向けた要望書

令和4年5月26日

福島県相馬郡飯舘村長 杉岡 誠

1 帰還困難区域の再生・発展のための支援について

本村では、現在、長泥地区の特定復興再生拠点区域の令和5年春の避難指示解除に向けた準備を進めているが、国有林に囲まれた帰還困難区域全体の避難指示解除を含めた、長泥地区の再生と発展に向けた取組みをスピード感を持って進めることが必要である。

については、以下について、特段の支援を要望する。

- (1) 福島再生加速化交付金等による農業用施設や機械の整備
 - ・ 経営品目を具体化するための試験研究
 - ・ 飯舘村振興公社（農業部門）による経営に要する農業用機械等の整備
 - ・ 花き農家による施設栽培に要する農業用施設等の整備
- (2) 国有林、民有林の脱炭素に向けた長期的な視点に立っての適正な管理
- (3) 除染済み農地における営農再開支援事業等の支援策の適用及び予算の確保等
- (4) 引き続き、国が有する各種知見の提供等の伴走型の人的支援を継続して行うこと

2 脱炭素むらづくりに向けた支援について

本村は、2022年3月14日に「ゼロカーボンビレッジいいたて」宣言し、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指している。本村面積の75%を占める森林資源や、震災前からの循環型農業のノウハウを生かすとともに、住民福祉の向上に資する再生可

能エネルギー事業等により、温室効果ガス吸収量を維持または増やす取組みに資することができるものと考えている。

については、以下について、特段の支援を要望する。

- (1) 脱炭素むらづくりに向けて、これまでに引き続き、国が有する各種知見の提供等の伴走型の人的支援を継続して行うこと
- (2) 木質バイオマス発電事業による廃熱を利用した未来志向型農業にかかる施設等整備
- (3) 村内営農・土地活用促進のため、隣接する国有林の適切な保全と森林環境整備による山の機能回復と間伐・未利用材等、森林資源（間伐材等）の木質バイオマス利用によるSDGsへの貢献にかかる調整

3 水田活用の直接支払交付金について

令和4年度からの要件見直しにより、5年間水張りが行われていない水田は対象外とすることや、単価を引き下げるなどの制度改革が実施されている。

復興の過渡期にある本村においては、担い手不足や耕作放棄地増加に対処するため、飯舘牛のブランド再興と土地活用による安定的な自給飼料等の確保を図ることが喫緊の課題となっている。

このため村は、農地中間管理事業を活用して、意欲の高い水田農業経営体や畜産農家等への農地利用集積を進め、牧草等飼料作物による畜産と連動した土地利用型農業を目指し、水田活用交付金を活用した経営安定を推進してきた。

しかしながら、経営計画の根幹ともなる水田活用交付金の交付要件の変更は、水稻に係る新たな施設や機材の整備、新たなブロックローテーションの検証など、大幅な経営方針の見直しを余儀なくされるものであり、いまだ安定経営に至っていない多くの農業経営体の経営断念に繋がる懸念がある。

また、現在、村が進めている新たな担い手の呼び込みや移住定住促進を阻害する要因にもなるため、農畜産業が重要な産業となっている村の復興・再生を阻害しないよう、従前のおおりの取り扱いとするよう求める。